

事 務 連 絡
令 和 7 年 8 月 5 日

各都道府県衛生主管部(局)
医務主管課
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局総務課

「電子処方箋管理サービスの運用について」の補足について

電子処方箋の普及やその運用につきまして、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）に基づく電子処方箋の仕組み（以下「電子処方箋管理サービス」という。）の運用については、「電子処方箋管理サービスの運用について」（令和 4 年 10 月 28 日付け薬生発 1028 第 1 号・医政発 1028 第 1 号・保発 1028 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。令和 6 年 12 月 18 日最終改正。）においてとりまとめているところです。

今般、電子処方箋の運用に当たって、過去に発出された事務連絡との関係について、別添のとおり取りまとめましたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いいたします。なお、一般的な Q&A 等については、医療機関等向けポータルサイトに掲載しているため、併せて周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は保険局医療課と協議済みであることを申し添えます。

問 「疑義解釈資料の送付について（その７）」（平成 22 年 12 月 6 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添 3 の問 2 において、保険医療機関が遡及指定を受け、医療機関コードが決定するまでの間に限り、保険医療機関は処方せんの備考欄に「現在遡及指定申請中のため医療機関コード未記入」等を分かるように記載し、処方せんの医療機関コード欄は空欄とすることとされているが、電子処方箋管理サービスの運用に当たってはどのようにすればよいか。

（答）処方せんを発行する保険医療機関においては、電子処方箋管理サービス上で、医療機関からの電子処方箋の発行及び処方情報の登録の際に医療機関コードの記録を必須としていることから、医療機関等向け総合ポータルサイトから申請した承継申請処理が完了するまでの間は、遡及指定申請前の医療機関コードを記録すること。なお、上記事務連絡と同様に、備考欄に、「現在遡及指定申請中のため遡及指定申請前の医療機関コードを記入」等が分かるよう記載すること。

また、保険薬局においては、調剤結果情報の登録について、発行元医療機関コードを入力する必要があるところ、電子処方箋や処方情報に記録された遡及指定申請前の医療機関コードを記録すること。なお、医療機関コード欄が空欄の紙の処方せんを受け付けた場合は、地方厚生局のホームページで確認する等により記録すること。